

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
3	個人住民税関連事務基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

野迫川村長は、個人住民税に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたって、特定個人情報ファイルの不適切な取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組むことを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

奈良県野迫川村長

公表日

平成29年9月4日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	個人住民税関連事務
②事務の概要	野迫川村は、地方税法及び関連する法令や条例に基づき、賦課期日(当年1月1日)時点において野迫川村に住民登録のある者を対象として個人住民税(村県民税)の賦課徴収とそのための調査を行っている。その中で、特定個人情報を下記の事務に利用する。 (1) 課税根拠となる資料(確定申告書、給与支払報告書、年金支払報告書等)の收受・統合と、課税情報の作成。 (2) (1)で作成した課税情報に基づいた賦課額の決定と、納税義務者(特別徴収義務者を含む。)への通知。 (3) 配偶者及び扶養親族等の控除に関する申告内容の真正性確認。 (4) 他自治体・機関に対する課税情報の照会及び照会への回答。 (5) 個人住民税の減免に関する申請内容の審査。
③システムの名称	個人住民税システム 収納管理システム 中間サーバー 団体内統合宛名システム 国税連携システム eLTAXシステム
2. 特定個人情報ファイル名	
(1) 個人住民税課税情報ファイル (2) 収納管理情報ファイル (3) 本人確認情報ファイル (4) 送付先情報ファイル (5) 生活保護関連情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 16 番号法第9条第3項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	(照会) 番号法第19条第7号 別表第二 27の項 (回答) 番号法第19条第7号 別表第二 1・2・3・4・6・8・9・11・16・18・23・26・27・28・29・31・34・35・37・39・40・42・48・54・57・58・59・61・62・63・64・65・66・67・70・71・74・80・84・85の2・87・91・92・94・97・101・102・103・106・107・108・113・114・115・116・117・120の各項目
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	住民課
②所属長	住民課長 吉井 善嗣
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	野迫川村役場 総務課 奈良県吉野郡野迫川村大字北股84番地 電話 0747-37-2101
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	野迫川村役場 住民課 奈良県吉野郡野迫川村大字北股84番地 電話 0747-37-2101

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人未満(任意実施)]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成28年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成28年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年7月1日	7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	野迫川村役場 住民課 奈良県吉野郡野迫川村大字北股84番地 電話 0747-37-2101	野迫川村役場 総務課 奈良県吉野郡野迫川村大字北股84番地 電話 0747-37-2101	事前	
平成28年7月1日	1. 特定個人情報ファイルを扱う事務 ②事務の概要	村は、地方税法及び関連する法令や条例に基づき、個人住民税の賦課徴収とそのための調査を行っている。その中で、特定個人情報を下記の事務に利用する。 (1) 課税根拠となる資料(確定申告書、給与支払報告書、年金支払報告書)の統合と、課税情報の作成。 (2) (1)で作成した課税情報に基づいた税額の計算と、納税者(特別徴収義務者を含む)への通知書・納付書の発行。 (3) 配偶者や扶養親族に関する申告内容確認。 (4) 他自治体・機関との間での課税情報照会と回答。 (5) 個人住民税に関連する証明書の発行。	村は、地方税法及び関連する法令や条例に基づき、個人住民税の賦課徴収とそのための調査を行っている。その中で、特定個人情報を下記の事務に利用する。 (1) 課税根拠となる資料(確定申告書、給与支払報告書、年金支払報告書)の統合と、課税情報の作成。 (2) (1)で作成した課税情報に基づいた税額の計算。 (3) 個人住民税の特別徴収義務者への税額の通知。 (4) 配偶者や扶養親族に関する申告内容確認。 (5) 個人住民税に関連する証明書の発行。	事前	
平成28年7月1日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二 27	(照会) 番号法第19条第7号 別表第二 27の項 (回答) 番号法第19条第7号 別表第二 1・2・3・4・6・8・9・11・16・18・23・26・27・28・29・31・34・35・37・39・40・42・48・54・57・58・59・61・62・63・64・65・66・67・70・71・74・80・84・85の2・87・91・92・94・97・101・102・103・106・107・108・113・114・115・116・117・120の各項	事前	
平成29年9月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	村は、地方税法及び関連する法令や条例に基づき、個人住民税の賦課徴収とそのための調査を行っている。その中で、特定個人情報を下記の事務に利用する。 (1) 課税根拠となる資料(確定申告書、給与支払報告書、年金支払報告書)の統合と、課税情報の作成。 (2) (1)で作成した課税情報に基づいた税額の計算。 (3) 個人住民税の特別徴収義務者への税額の通知。 (4) 配偶者や扶養親族に関する申告内容確認。 (5) 個人住民税に関連する証明書の発行。	野迫川村は、地方税法及び関連する法令や条例に基づき、賦課期日(当年1月1日)時点において野迫川村に住民登録のある者を対象として個人住民税(村県民税)の賦課徴収とそのための調査を行っている。その中で、特定個人情報を下記の事務に利用する。 (1) 課税根拠となる資料(確定申告書、給与支払報告書、年金支払報告書等)の收受・統合と、課税情報の作成。 (2) (1)で作成した課税情報に基づいた賦課額の決定と、納税義務者(特別徴収義務者を含む)への通知。 (3) 配偶者及び扶養親族等の控除に関する申告内容の真正性確認。 (4) 他自治体・機関に対する課税情報の照会及び照会への回答。 (5) 個人住民税の減免に関する申請内容の審査。	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年9月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	個人住民税システム 収納管理システム 中間サーバー 団体内統合宛名システム	個人住民税システム 収納管理システム 中間サーバー 団体内統合宛名システム 国税連携システム eLTAXシステム		
平成29年9月1日	I 関連情報 2. 特定個人情報ファイル名	(1) 個人住民税課税情報ファイル (2) 収納管理情報ファイル (3) 本人確認情報ファイル (4) 送付先情報ファイル	(1) 個人住民税課税情報ファイル (2) 収納管理情報ファイル (3) 本人確認情報ファイル (4) 送付先情報ファイル (5) 生活保護関連情報ファイル	事前	
平成29年9月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成27年4月1日時点	平成29年9月1日時点	事前	
平成29年9月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年4月1日時点	平成29年9月1日時点	事前	